

天草不知火海区における 漁場計画（変更）

天草不知火海区漁場計画の変更

※下記を除く漁場計画については、令和5年5月30日熊本県告示第467号の内容から変更がないため記載を省略する。

漁場番号及び漁業権の内容たるべき事項

漁場計画番号 天区第1号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市松島町阿村地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点天第62号（熊本県漁場基点天第31号（長砂連角の鼻南端）と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第31号を基点として右へ65度50分の線と天第64号（船人島北端）と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第64号を基点として右へ354度31分の線との交点（瀬島地先高洲））
ア 基点1から真方位82度53分・630メートルのところ
イ 基点1から真方位91度53分・740メートルのところ
ウ 基点1から真方位98度23分・675メートルのところ
エ 基点1から真方位88度53分・548メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 上天草市松島町

4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第8号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点天第142号（天草市河浦町崎津名越鼻北端）
ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・650メートルのところ
イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ344度・560メートルのところ
ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・460メートルのところ
エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ324度・570メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 天草市河浦町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第611号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 とさかのり・みりん養殖業
- (2) 漁業時期 10月1日から翌年6月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 北緯32度18分14.0秒、東経130度2分5.3秒
イ 北緯32度18分12.3秒、東経130度2分7.1秒
ウ 北緯32度18分14.2秒、東経130度2分11.0秒
エ 北緯32度18分16.0秒、東経130度2分9.5秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年6月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第681号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ・あかもく・ひじき・かき養殖業
 - (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - 基点1 熊本県漁場基点天第24号(上天草市大矢野町手取島山頂)
 - 基点2 熊本県漁場基点天第20号(大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端)
 - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ247度・100メートルのところ
 - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ282度・730メートルのところ
 - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ243度・1,010メートルのところ
 - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ204度・710メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第821号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ・かき垂下式養殖業
 - (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - 基点1 熊本県漁場基点天第23号(上天草市大矢野町中江後北端)
 - ア 基点1から真方位349度23分・860メートルのところ
 - イ 基点1から真方位340度23分・890メートルのところ
 - ウ 基点1から真方位342度23分・990メートルのところ
 - エ 基点1から真方位351度23分・960メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第823号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ・かき垂下式養殖業
 - (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度36分10.4秒、東経130度26分57.5秒
 - イ 北緯32度36分8.6秒、東経130度26分55.9秒
 - ウ 北緯32度36分4.7秒、東経130度27分1.9秒
 - エ 北緯32度36分6.6秒、東経130度27分3.3秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件
 - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第828号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
 - (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度18分38.3秒、東経130度2分32.9秒
 - イ 北緯32度18分33.3秒、東経130度2分43.5秒
 - ウ 北緯32度18分37.1秒、東経130度2分46.4秒
 - エ 北緯32度18分40.7秒、東経130度2分36.6秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第830号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 北緯32度18分13.2秒、東経130度2分38.3秒
イ 北緯32度18分10.5秒、東経130度2分42.2秒
ウ 北緯32度18分15.7秒、東経130度2分47.6秒
エ 北緯32度18分18.9秒、東経130度2分44.1秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第836号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ・かき垂下式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市新和町大多尾地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点天第200号(天草市新和町天附鼻南東端)
ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ89度・250メートルのところ
イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ66度・305メートルのところ
ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度1分・186メートルのところ
エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ6度14分・63メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市新和町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第568号(新設)

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市龍ヶ岳町大道地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 北緯32度22分28.2秒、東経130度18分50.2秒
イ 北緯32度22分16.2秒、東経130度19分3.4秒
ウ 北緯32度22分23.0秒、東経130度19分9.3秒
エ 北緯32度22分34.9秒、東経130度18分56.2秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 上天草市龍ヶ岳町大道

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 敷設する生け簀の面積は、13,000平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第569号(新設)

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町上地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度36分40.8秒、東経130度25分2.4秒
- イ 北緯32度36分39.6秒、東経130度25分2.4秒
- ウ 北緯32度36分39.6秒、東経130度25分1.2秒
- エ 北緯32度36分40.8秒、東経130度25分1.2秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、148平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 天区第612号（新設）

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 とさかのり・みりん養殖業
- (2) 漁業時期 10月1日から翌年6月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度18分42.2秒、東経130度0分43.9秒
- イ 北緯32度18分40.6秒、東経130度0分44.9秒
- ウ 北緯32度18分44.2秒、東経130度0分50.8秒
- エ 北緯32度18分45.5秒、東経130度0分49.2秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年6月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第613号（新設）

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 とさかのり・みりん養殖業
- (2) 漁業時期 10月1日から翌年6月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度18分31.9秒、東経130度1分19.4秒
- イ 北緯32度18分30.0秒、東経130度1分19.5秒
- ウ 北緯32度18分31.2秒、東経130度1分25.2秒
- エ 北緯32度18分33.0秒、東経130度1分24.5秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年6月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第614号（新設）

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 とさかのり・みりん養殖業
- (2) 漁業時期 10月1日から翌年6月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度18分49.8秒、東経130度9分19.0秒
- イ 北緯32度18分49.8秒、東経130度9分26.7秒
- ウ 北緯32度18分56.3秒、東経130度9分26.7秒
- エ 北緯32度18分56.3秒、東経130度9分19.0秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市河浦町宮野河内

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年6月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第615号（新設）

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 とさかのり・みりん養殖業
- (2) 漁業時期 10月1日から翌年6月30日まで
- (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度18分39.3秒、東経130度0分37.9秒
 - イ 北緯32度18分37.7秒、東経130度0分39.3秒
 - ウ 北緯32度18分39.8秒、東経130度0分42.7秒
 - エ 北緯32度18分41.2秒、東経130度0分41.3秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市天草町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年6月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第633号（新設）

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町横浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度22分10.8秒、東経130度20分29.2秒
 - イ 北緯32度22分10.8秒、東経130度20分26.7秒
 - ウ 北緯32度22分8.5秒、東経130度20分26.7秒
 - エ 北緯32度22分8.5秒、東経130度20分29.2秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。
- (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第634号（新設）

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町横浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度22分22.8秒、東経130度20分45.7秒
 - イ 北緯32度22分22.8秒、東経130度20分43.8秒
 - ウ 北緯32度22分21.5秒、東経130度20分43.8秒
 - エ 北緯32度22分21.5秒、東経130度20分45.7秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第635号（新設）

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市御所浦町横浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度22分27.4秒、東経130度20分51.1秒

- イ 北緯32度22分27.4秒、東経130度20分49.2秒
 ウ 北緯32度22分26.1秒、東経130度20分49.2秒
 エ 北緯32度22分26.1秒、東経130度20分51.1秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第636号（新設）

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業時期 10月1日から翌年5月15日まで
- (3) 漁場の位置 天草市天草町大江地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度18分28.3秒、東経130度00分6.1秒
 イ 北緯32度18分27.4秒、東経130度00分7.9秒
 ウ 北緯32度18分28.9秒、東経130度00分9.2秒
 エ 北緯32度18分29.9秒、東経130度00分7.5秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市天草町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 天区第867号（新設）

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草郡苓北町富岡地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度31分38.0秒、東経130度2分14.5秒
 イ 北緯32度31分35.5秒、東経130度2分14.4秒
 ウ 北緯32度31分35.9秒、東経130度2分19.1秒
 エ 北緯32度31分38.2秒、東経130度2分19.1秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草郡苓北町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第868号（新設）

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市河浦町宮野河内地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度16分59.7秒、東経130度9分0.6秒
 イ 北緯32度16分56.1秒、東経130度9分6.9秒
 ウ 北緯32度17分1.5秒、東経130度9分11.2秒
 エ 北緯32度17分5.1秒、東経130度9分4.8秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 天草市河浦町宮野河内
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第872号（新設）

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 うに養殖業
- (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町湯島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度35分58.8秒、東経130度20分3.5秒

- イ 北緯 3 2 度 3 5 分 5 7 . 2 秒、東経 1 3 0 度 2 0 分 3 . 1 秒
 ウ 北緯 3 2 度 3 5 分 5 7 . 2 秒、東経 1 3 0 度 2 0 分 3 . 8 秒
 エ 北緯 3 2 度 3 5 分 5 8 . 8 秒、東経 1 3 0 度 2 0 分 4 . 2 秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 上天草市大矢野町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第 3 3 2 号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- (3) 漁場の位置 宇城市三角町戸馳地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯 3 2 度 3 5 分 7 . 8 秒、東経 1 3 0 度 3 0 分 4 . 5 秒
- イ 北緯 3 2 度 3 4 分 5 3 . 6 秒、東経 1 3 0 度 3 0 分 2 3 . 0 秒
- ウ 北緯 3 2 度 3 5 分 1 7 . 6 秒、東経 1 3 0 度 3 0 分 4 8 . 9 秒
- エ 北緯 3 2 度 3 5 分 2 9 . 6 秒、東経 1 3 0 度 3 0 分 3 3 . 3 秒
- オ 北緯 3 2 度 3 5 分 2 0 . 0 秒、東経 1 3 0 度 3 0 分 2 2 . 9 秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 宇城市三角町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第 3 2 4 号 (新設)

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 かき支柱式養殖業
- (2) 漁業時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- (3) 漁場の位置 八代市鏡町北新地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯 3 2 度 3 5 分 1 3 . 8 秒、東経 1 3 0 度 3 4 分 3 2 . 8 秒
- イ 北緯 3 2 度 3 5 分 1 1 . 5 秒、東経 1 3 0 度 3 4 分 3 5 . 5 秒
- ウ 北緯 3 2 度 3 5 分 9 . 7 秒、東経 1 3 0 度 3 4 分 3 3 . 3 秒
- エ 北緯 3 2 度 3 5 分 1 2 . 0 秒、東経 1 3 0 度 3 4 分 3 0 . 6 秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 八代市鏡町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第 3 2 5 号 (新設)

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 かき支柱式養殖業
- (2) 漁業時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- (3) 漁場の位置 八代市昭和同仁町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯 3 2 度 3 4 分 3 9 . 8 秒、東経 1 3 0 度 3 4 分 4 2 . 4 秒
- イ 北緯 3 2 度 3 4 分 3 8 . 9 秒、東経 1 3 0 度 3 4 分 4 4 . 0 秒
- ウ 北緯 3 2 度 3 4 分 3 6 . 3 秒、東経 1 3 0 度 3 4 分 4 1 . 7 秒
- エ 北緯 3 2 度 3 4 分 3 7 . 2 秒、東経 1 3 0 度 3 4 分 4 0 . 1 秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 八代市昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第 3 2 6 号 (新設)

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 かき支柱式養殖業
- (2) 漁業時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- (3) 漁場の位置 八代市昭和同仁町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯 3 2 度 3 4 分 2 0 . 0 秒、東経 1 3 0 度 3 4 分 5 2 . 3 秒
- イ 北緯 3 2 度 3 4 分 1 8 . 9 秒、東経 1 3 0 度 3 4 分 5 5 . 9 秒
- ウ 北緯 3 2 度 3 4 分 1 5 . 9 秒、東経 1 3 0 度 3 4 分 5 4 . 6 秒
- エ 北緯 3 2 度 3 4 分 1 7 . 0 秒、東経 1 3 0 度 3 4 分 5 1 . 0 秒

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 八代市昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第327号（新設）

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業
 - (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町女島地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度16分44.5秒、東経130度27分59.8秒
 - イ 北緯32度16分41.4秒、東経130度27分58.5秒
 - ウ 北緯32度16分42.1秒、東経130度27分56.2秒
 - エ 北緯32度16分45.2秒、東経130度27分57.6秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）
- 4 条件
 - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第340号（新設）

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
 - (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 八代市鏡町北新地地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度35分16.1秒、東経130度34分30.2秒
 - イ 北緯32度35分13.8秒、東経130度34分32.8秒
 - ウ 北緯32度35分12.0秒、東経130度34分30.6秒
 - エ 北緯32度35分14.2秒、東経130度34分27.4秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 八代市鏡町
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第341号（新設）

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
 - (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 八代市昭和同仁町地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度34分15.3秒、東経130度35分26.4秒
 - イ 北緯32度34分12.0秒、東経130度35分39.2秒
 - ウ 北緯32度34分10.8秒、東経130度35分38.8秒
 - エ 北緯32度34分14.0秒、東経130度35分25.9秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 八代市昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町
- 4 条件
 - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許予定日 令和8年9月1日

存続期間 天区第1号及び天区第8号にあっては、令和8年9月1日から令和15年8月31日まで
上記以外にあっては、令和8年9月1日から令和10年8月31日まで